



県 章

三重県公報

令和6年6月28日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	条 例		
31	大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	（ 薬 務 課 ）	3
32	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 人 事 課 ）	7
33	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	9
34	三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	（ 税 務 企 画 課 ）	10
35	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	（ 同 ）	13
36	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例	（子どもの育ち支援課）	16
37	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例	（国民健康保険課）	17
38	三重県漁港管理条例の一部を改正する条例	（水産基盤整備課）	19
39	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	（ 教 育 委 員 会 ）	20
40	三重県病院事業条例等の一部を改正する条例	（ 病 院 事 業 庁 ）	21
	規 則		
51	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（子どもの育ち支援課）	23
52	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	23
	病院事業庁管理規程		
9	三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程	（ 病 院 事 業 庁 ）	24

公布された条例のあらまし

- ◎ 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 31 号）
- 1 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）
- 1 職員が大規模災害に対処するため災害応急作業等に従事した場合の特殊勤務手当の支給に関する規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）

- 1 地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 過疎地域の特続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

- 1 地域再生法及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、職員配置の基準についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正等に鑑み、国民健康保険事業費納付金の算定に係る規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

- 1 漁港漁場整備法の一部改正に鑑み、土砂採取料等の規定等を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

- 1 職員が大規模災害の発生した地方公共団体に派遣され、災害応急対策に係る連絡調整の作業等に従事した場合の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県病院事業条例等の一部を改正する条例（条例第 40 号）

- 1 地方自治法の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十一号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県青少年健全育成条例の一部改正)

第一条 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（非行を助長する行為等の禁止） 第二十四条の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為（以下この条において「著しい非行」という。）を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。 一 （略） 二 （略） 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）<u>第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）又は同条第一項第六号に規定する向精神薬を譲り渡し、譲り受け、施用し、又は所持する行為</u> 四く六 （略） 2く5 （略）	（非行を助長する行為等の禁止） 第二十四条の二 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として次に掲げる行為（以下この条において「著しい非行」という。）を行う集団を結成すること又は既に結成されている著しい非行を行う集団を維持することを指導し、又は援助してはならない。 一 （略） 二 <u>大麻取締法（昭和二十三年法律第一百四十四号）第一条に規定する大麻を譲り渡し、譲り受け、又は所持する行為</u> 三 （略） 四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）<u>第二条第一号に規定する麻薬又は同条第六号に規定する向精神薬を譲り渡し、譲り受け、施用し、又は所持する行為</u> 五く七 （略） 2く5 （略）

(三重県手数料条例の一部改正)

第二条 三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
四十八				四十八			
五十八	大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に対する審査	大麻草採取栽培者	六千七百円	五十八	大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料	六千七百円
六十八	大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項の規定に基づく大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	大麻草採取栽培者登録変更手数料	三千二百円	六十八	大麻取締法第十条第五項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料	三千二百円
七十八	大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許証の再交付	大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	三千二百円	七十八	大麻取締法第十条第六項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料	三千二百円

四 六 十 三 八 八 十	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

四 六 十 三 八 八 十	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

(三重県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第三条 三重県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年三重県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 一 (略) 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号） <u>第二条第一項第一号に規定する麻薬（同条第二項の規定により麻薬とみなされるものを含む。）</u> 、同条 <u>第一項第四号に規定する麻薬原料植物及び同項第六号に規定する向精神薬</u> 三～六 (略)	(定義) 第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。 一 <u>大麻取締法（昭和二十三年法律第一百四十四号）第一条に規定する大麻</u> 二 (略) 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号） <u>第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬</u> 四～七 (略)

(三重県食品衛生法施行条例の一部改正)

第四条 三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(ふぐを処理する営業施設の届出) 第六条 令第三十五条第一号の飲食店営業、同条第四号の魚介類販売業、同条第十六号の水産製品製造業、同条第二十六号の複合型そうざい製造業又は同条第二十八号の <u>複合型冷凍食品製造業</u> を営もうとする者又は現に営む者のうち、ふぐを処理しよう	(ふぐを処理する営業施設の届出) 第六条 令第三十五条第一号の飲食店営業、同条第四号の魚介類販売業、同条第十六号の水産製品製造業、同条第二十六号の複合型そうざい製造業又は同条第二十八号の <u>複合型冷凍製品製造業</u> を営もうとする者又は現に営む者のうち、ふぐを処理しよう

とするものは、法第五十四条に規定する営業施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	とするものは、法第五十四条に規定する営業施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
2 (略) (ふぐ処理者として認める者)	2 (略) (ふぐ処理者として認める者)
第七条 (略)	第七条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、ふぐ処理者として認めないことができる。	2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、ふぐ処理者として認めないことができる。
1 (略)	1 (略)
二 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒者	二 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
三 (略)	三 (略)
3 (略) (欠格事由)	3 (略) (欠格事由)
第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ処理者免許を与えないことができる。	第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふぐ処理者免許を与えないことができる。
1 (略)	1 (略)
二 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒者	二 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
(免許の取消し)	(免許の取消し)
第十条 知事は、ふぐ処理者免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。	第十条 知事は、ふぐ処理者免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
1・2 (略)	1・2 (略)
三 麻薬、あへん又は覚醒剤の中毒者	三 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者
四 (略)	四 (略)

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。ただし、第四条中三重県食品衛生法施行条例第六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特殊勤務手当の種類） 第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 一 二十七 （略） <u>二十八 災害応急作業等手当</u> （変則勤務手当） 第二十五条 変則勤務手当は、職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務のうち人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。 2 （略） 第三十六条 （略） <u>（災害応急作業等手当）</u> 第三十七条 災害応急作業等手当は、職員が次の各号に掲げる業務（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係るものに限る。）に従事したときに支給する。 一 <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業又は災害応急作業のための災害状況の調査</u> 二 <u>異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の業務</u>	（特殊勤務手当の種類） 第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 一 二十七 （略） （変則勤務手当） 第二十五条 変則勤務手当は、職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき（<u>第八条に規定する業務に従事したときを除く。</u>）に支給する。 2 （略） 第三十六条 （略）

三 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の業務	
四 前三号に掲げる業務に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの	
2 前項の手当の額は、日額二千百六十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。	
第三十八条 (略)	第三十七条 (略)
附 則	附 則
1 7 (略)	1 7 (略) (試験防疫業務手当の特例) 8 人事委員会規則で定める期間において、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に対処するため、人事委員会規則で定める業務に従事したときは、試験防疫業務手当を支給する。 9 前項の手当の額は、日額四千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
8 (略)	10 (略)

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第三十七条の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- 職員が改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和六年一月一日以後の分として支給を受けた手当は、新条例の規定による手当の内払とみなす。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十三号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（損害賠償責任の一部免責） 第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。次号において「令」という。）<u>第百七十三条の四第一項第一号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ、ニ （略） 二 地方警務官 <u>令第百七十三条の四第一項第二号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ・ロ （略）	（損害賠償責任の一部免責） 第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。次号において「令」という。）<u>第百七十三条第一項第一号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ、ニ （略） 二 地方警務官 <u>令第百七十三条第一項第二号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 イ・ロ （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十四号

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例(平成二年三重県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(課税免除) 第二条 知事は、法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。 一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税 イ 法第二条第二項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から令和九年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域(令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。)又は法附則第五条に規定	(課税免除) 第二条 知事は、法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。 一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税 イ 法第二条第二項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域(令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町の区域であつて法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項(これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。)又は法附則第五条に規定

する特定市町村の区域（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第一号の中欄又は第四十五条第三項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第四項の表の第一号の下欄又は第四十五条第三項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（第二号及び第三号において「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等（1）において「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者（第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(1)・(2) (略)

ロ (略)

二・三 (略)

附 則

する特定市町村の区域（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第一号の中欄又は第四十五条第三項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第四項の表の第一号の下欄又は第四十五条第三項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（第二号及び第三号において「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項第一号に規定する資本金の額等（1）において「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者（第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

(1)・(2) (略)

ロ (略)

二・三 (略)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和六年四月一日以後に取得等された設備について適用する。

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十五号

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成二十七年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第一条 この条例は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下この条及び次条において「法」という。）第五条第四項第五号イに規定する地方活力向上地域（以下この条及び次条において「地方活力向上地域」という。）の地域再生（法第一条に規定する地域再生をいう。）を総合的かつ効果的に推進するため、法第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において法第十七条の二第一項第一号に規定する事業を実施するための認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第四項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。）に従って特定業務施設（<u>法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設をいう。</u>次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（法第十七条の二第四項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）について、県税の特例を定めるものとする。 （課税免除又は不均一課税） 第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定め	（趣旨） 第一条 この条例は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下この条及び次条において「法」という。）第五条第四項第五号イに規定する地方活力向上地域（以下この条及び次条において「地方活力向上地域」という。）の地域再生（法第一条に規定する地域再生をいう。）を総合的かつ効果的に推進するため、法第七条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において法第十七条の二第一項第一号に規定する事業を実施するための認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第四項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。）に従って特定業務施設（<u>法第五条第四項第五号イに規定する特定業務施設をいう。</u>次条において同じ。）を新設し、又は増設した認定事業者（法第十七条の二第四項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）について、県税の特例を定めるものとする。 （課税免除又は不均一課税） 第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定め

る税率によって課税することができる。

一 事業税 法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和八年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び特定業務児童福祉施設（法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設をいう。）のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は

る税率によつて課税することができる。

一 事業税 法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十六条第六項に規定する中小通算法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後

増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三條又は第四十八條の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。 イ〜ハ （略） 二・三 （略）	三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三條又は第四十八條の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。 イ〜ハ （略） 二・三 （略）
---	--

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第二条第一号の改正規定（「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和六年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

（経過措置）

- 3 この条例（前項に規定する改正規定を除く。）による改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十六号

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（平成十八年三重県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準） 第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。 一 職員配置 イ 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね<u>十五人</u>につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね<u>二十五人</u>につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。 ロ （略） 二〇七 （略）	（認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準） 第三条 認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準は、次のとおりとする。 一 職員配置 イ 認定こども園には、満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね<u>二十人</u>につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね<u>三十人</u>につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時二人を下回ってはならない。 ロ （略） 二〇七 （略）

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例第三条第一号イの規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十七号

三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例

三重県国民健康保険条例（平成二十九年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（医療費指数反映係数） 第七条 医療費指数反映係数は、<u>零</u>とする。	（医療費指数反映係数） 第七条 医療費指数反映係数は、<u>零から一</u>までの範囲内において知事が定める数とする。 2 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。 （年齢調整後医療費指数）
第八条 <u>削除</u>	第八条 年齢調整後医療費指数は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号に掲げる値とする。 2 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イの規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用医療費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（施行令第二十九条の二第一

(一般納付金所得係数) 第九条 一般納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 算定政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 算定政令第九条第五項第二号に掲げる額 (一般納付金所得等割合) 第十条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第十三条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 算定政令第十条第三項第一号に掲げる額 二 算定政令第十条第三項第二号に掲げる額 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十四条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。	項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われた時は、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの八十万円を超える部分とする。 (一般納付金所得係数) 第九条 一般納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額 二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額 (一般納付金所得等割合) 第十条 一般納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数) 第十三条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額 二 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額 (後期高齢者支援金等納付金所得等割合) 第十四条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町につき、当該市町に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十八号

三重県漁港管理条例の一部を改正する条例

三重県漁港管理条例（昭和三十八年三重県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第一条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和三十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。 （土砂採取料等） 第十四条の二 漁港の区域内の水域及び公共空地について法第三十九条第一項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十一条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）からは、別表第二に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>法第三十九条第四項</u>に規定する者については、この限りでない。 2 （略）	（趣旨） 第一条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和三十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。 （土砂採取料等） 第十四条の二 漁港の区域内の水域及び公共空地について法第三十九条第一項の規定による土砂の採取又は水面若しくは土地の占有の許可を受けた者（以下「採取者等」という。）からは、別表第二に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、<u>同条第四項</u>に規定する者については、この限りでない。 2 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十九号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
（特殊勤務手当） 第十七条（略） 2 前項の手当の区分は、次のとおりとする。 一 十 （略） 十一 災害応急作業等手当 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業又はこれに相当する作業に従事する職員に対して支給する手当をいう。 3 （略） 別表第五（第十七条関係） 特殊勤務手当支給限度額表 <table><tr><th>区分</th><th>手当の限度額</th></tr><tr><td>一 十 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>十一 災害応急作業等手当</td><td>一日につき 千六百二十円</td></tr></table>	区分	手当の限度額	一 十 （略）	（略）	十一 災害応急作業等手当	一日につき 千六百二十円	（特殊勤務手当） 第十七条（略） 2 前項の手当の区分は、次のとおりとする。 一 十 （略） 3 （略） 別表第五（第十七条関係） 特殊勤務手当支給限度額表 <table><tr><th>区分</th><th>手当の限度額</th></tr><tr><td>一 十 （略）</td><td>（略）</td></tr></table>	区分	手当の限度額	一 十 （略）	（略）
区分	手当の限度額										
一 十 （略）	（略）										
十一 災害応急作業等手当	一日につき 千六百二十円										
区分	手当の限度額										
一 十 （略）	（略）										

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和六年一月一日から適用する。

三重県病院事業条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十号

三重県病院事業条例等の一部を改正する条例

(三重県病院事業条例の一部改正)

第一条 三重県病院事業条例（昭和四十一年三重県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除） 第十六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百四十三条の二の八第八項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除） 第十六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百四十三条の二の二第八項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

(三重県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（管理者及び組織） 第五条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）<u>第七条</u>ただし書の規定に基づき、公営企業に管理者一人を置く。管理者の職名は、企業庁長とする。 2 （略） （議会の同意を要する職員の賠償責任の免除） 第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（管理者及び組織） 第五条 <u>法第七条</u>ただし書の規定に基づき、公営企業に管理者一人を置く。管理者の職名は、企業庁長とする。 2 （略） （議会の同意を要する職員の賠償責任の免除） 第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四十三条の二の八第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

第二百四十三条の二の二第八項の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

(三重県流域下水道条例の一部改正)

第三条 三重県流域下水道条例（令和元年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除） 第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）<u>第二百四十三条の二の八第八項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する職員の賠償責任の免除） 第六条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。）<u>第二百四十三条の二の二第八項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が五十万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十一号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年三重県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第三十条 条例第四十五条第二項の保育所の職員の員数 に 関し必要な基準は、保育士の数について、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね 十五人 につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね 二十五人 につき一人以上とすることとする。ただし、一の保育所につき二人を下回ることはできないこととする。	(職員) 第三十条 条例第四十五条第二項の保育所の職員の員数 に 関し必要な基準は、保育士の数について、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね 二十人 につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね 三十人 につき一人以上とすることとする。ただし、一の保育所につき二人を下回ることはできないこととする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第三十条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第三十条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十二号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十六年三重県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(職員の数) 第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園 に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児について は、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の 数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。	(職員の数) 第三条 条例第十三条第三項の幼保連携型認定こども園 に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児について は、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の 数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下つてはならない。								
<table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>一 満四歳以上の園児</td><td>おおむね二十五人につき一</td></tr></table>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね 二十五人 につき一	<table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>一 満四歳以上の園児</td><td>おおむね三十人につき一人</td></tr></table>	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね 三十人 につき一人
園児の区分	員数								
一 満四歳以上の園児	おおむね 二十五人 につき一								
園児の区分	員数								
一 満四歳以上の園児	おおむね 三十人 につき一人								

二 満三歳以上満四歳未満の園児		人
(略)		(略)
備考 (略)		

二 満三歳以上満四歳未満の園児		おおむね二十人につき一人
(略)		(略)
備考 (略)		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第三条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第三条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和六年六月二十八日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第九号

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)一般事務の表第十七号の項第七号中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改め、同項第八号中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
